市立吹田市民病院では医療安全対策に関する事案の包括公表を行っております。

1.目的

患者の知る権利を保障し医療の透明性を確保するため、更に職員に医療安全の意識向上と事故 再発防止に役立てることを目的とする。

2.対象

報告の対象となる者は、患者の生死に関わる極めて重大なものに限らず、院内で発生した全てのインシデント・アクシデント、予期しない薬剤による重大な副作用や、広く社会に警笛を鳴らす意義が大きいと考えられる報告もその対象としている。

令和7年度上半期(4月~9月)

	レベルロ	レベル 1	レベル2	レベル 3a	レヘ゛ル 3b	レベ ル 4	レベ ル 5	計
計	154 件	521 件	141 件	75 件	7件	0件	0件	898 件

※患者影響レベル

レベル 0	間違ったことが発生、患者には実施せず				
レベル 1	間違ったことを実施、患者には変化なし				
レベル2	間違ったことにより患者への検査が必要				
レヘ・ル 3a	間違ったことにより治療や処置の必要性が生じた場合(入院日数の延長は必要ない)				
レヘ゛ル 3b	事故により濃厚な治療や処置を要した場合(入院日数の延長)				
レベル4	事故による障がいが一生続く				
レベル 5	事故が死因となる				